

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（素案）

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の（ ）内は変更前を示す。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約 ha 1,246.1 (1,239.6)	六本木五丁目地内 6.5ha 増
準防火地域	約 ha 776.1 (782.6)	六本木五丁目地内 6.5ha 減
合 計	約 ha 2,022.2 (2,022.2)	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

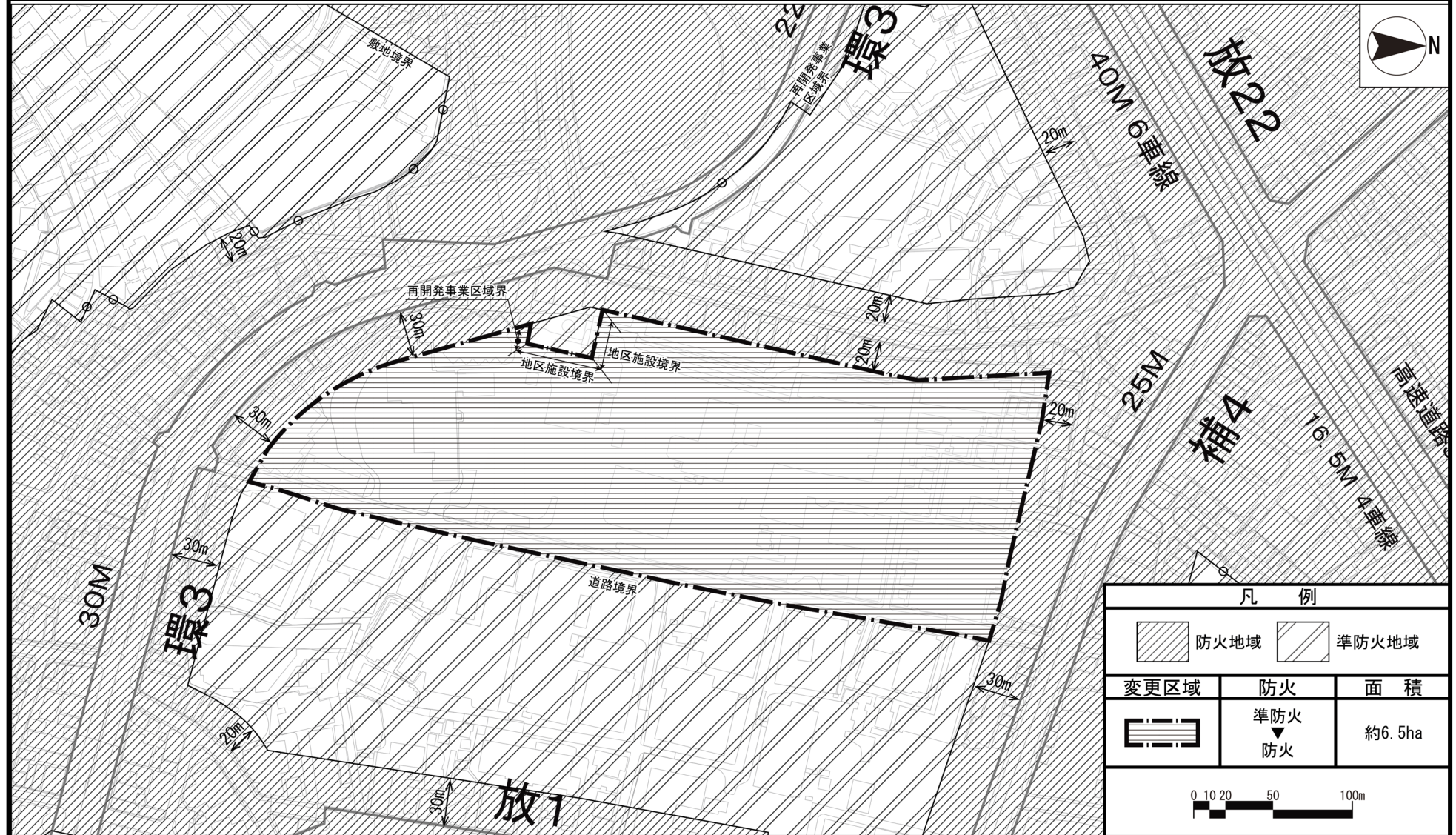
理由：六本木五丁目西地区地区計画の決定及び六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
六本木五丁目地内	準防火地域	防火地域	約 ha 6.5	

東京都市計画防火地域及び準防火地域

計画図



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号) (MMT利許第04-103号)
 (承認番号) 4都市基街都第189号、令和4年9月6日

国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める理由書

1 種類・名称

東京都市計画防火地域及び準防火地域

2 理由

国家戦略特別区域に関する区域方針(令和4年11月)では、東京圏の目標として、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、近未来技術の実証や創業分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出することとしている。

本地区は、特定都市再生緊急整備地域の「東京都心・臨海地域(環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木)」に位置し、地域整備方針(令和4年10月)では、国際化に対応した、教育・医療・情報提供・MICE・カンファレンス・滞在型宿泊機能等を誘導するとともに、道路や敷地内通路等の連携による地上・地下の重層的な歩行者ネットワーク等の充実や、駅や周辺の開発に併せた交通結節機能の強化を図ることとしている。

また、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)」では、民間開発等により高度な機能集積が進んだ地域として、六本木・虎ノ門は新たに「中核的な拠点」に位置付けられており、交通結節機能の強化や、業務、商業、居住、教育、文化、国際交流などの多様な機能の集積、文化会館や庭園などの資源をいかした市街地の更新により、安全・安心な環境にも配慮した中核的な拠点を形成することとしている。

さらに、「港区まちづくりマスタープラン(平成29年3月)」では、六本木は「都市機能が集積する拠点」に位置付けられており、地下鉄駅などの交通結節機能を強化し、文化性や国際性の豊かな商業・業務・交流機能の集積を促進するとともに、外国人を含めた多様な人々のニーズに対応した居住、文化、教育などの生活環境を整備することとしている。また、質の高い緑豊かなオープンスペースの保全・創出とともに、屋上緑化や壁面緑化など、敷地内を立体的に活用した緑化等を推進すること

としている。

今回、六本木五丁目西地区地区計画の決定及び六本木五丁目西地区第一種市街地再開発事業の決定に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めることに伴い、都市防災上の観点から検討した結果、面積約6.5ヘクタールの区域について、防火地域及び準防火地域の変更に関し、国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めるものである。